

議案第 2 1 8 号

川崎市道路附属物自転車等駐車場の標識の設置に関する条例の制定について

川崎市道路附属物自転車等駐車場の標識の設置に関する条例を次のとおり制定する。

平成 2 4 年 1 1 月 2 6 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市道路附属物自転車等駐車場の標識の設置に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号。以下「法」という。）

第 2 4 条の 3 の規定に基づき、市が管理する県道及び市道の附属物である自転車等駐車場の標識の設置について必要な事項を定めるものとする。

(自転車等駐車場)

第 2 条 この条例において「自転車等駐車場」とは、法第 2 条第 2 項第 6 号に規定する自動車駐車場又は自転車駐車場であつて、自転車（道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 1 項第 1 1 号の 2 に規定する自転車をいう。）、原動機付自転車（同項第 1 0 号に規定する原動機付自転車をいう。）及び自動二輪車（同法第 3 条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車のうち、総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下又は定格出力が 1. 0 0 キロワット以下のものをいう。）を駐車料金を徴収して駐車させるためのものをいう。

(標識の設置)

第3条 自転車等駐車場に設置する標識には、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 駐車料金の額
- (2) 駐車することができる時間
- (3) 駐車料金の徴収方法
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の標識は、自転車等駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

道路法第24条の3の規定に基づき、市が管理する県道及び市道の附属物である自転車等駐車場の標識の設置について必要な事項を定めるため、この条例を制定するものである。